

発委第4号

令和2年9月17日

日出町議会

議長 池田 淳子 殿

提出者 総務産業常任委員会

副委員長 豊岡 健太

地方たばこ税の一部を受動喫煙防止のための分煙環境整備・推進に
活用することを求める意見書の提出について

上記の議案を、別紙のとおり日出町議会会議規則第14条第3項の規定に
より提出する。

理 由

喫煙者が負担する地方たばこ税の一部を分煙環境整備・推進に活用することを
求めるために意見書を提出する。

地方たばこ税の一部を受動喫煙防止のための分煙環境整備・推進に活用することを求める意見書

たばこ税は国、地方の重要な財源であり、特に地方財政においては年間１兆円を上回る貴重な財源として、長年に亘って多大な貢献を果たしている。

本県における地方たばこ税収入は、県と市町村を合わせ年間９０億円にも上り、令和元年度における県内の葉たばこ耕作は、農家数８０戸、面積１９４．８ヘクタール、販売高は９億９千万円と、自信と誇りを持って良質葉の生産に取り組んでいるところである。また、たばこ販売を行う零細な小売店においては、たばこ販売を通じて安定的な税収の確保を図るとともに、地域社会の分煙環境づくりや環境美化、未成年者の喫煙防止運動などの社会貢献についても共同し十分な役割を果たしているところである。

しかしながら、近年のたばこを取巻く環境は、複数年に亘るたばこ税増税、受動喫煙防止対策の強化に向けた改正健康増進法の施行等、喫煙規制強化の動きの拡大などにより厳しさを増し、たばこの販売数量がここ１０年で半減するなどの状況もあり、耕作の減少、各地の零細販売店の廃業の増など著しい苦境に立たされている。

改正健康増進法の趣旨は「望まない受動喫煙の防止」であり、決して禁煙を強要するものでないことから分煙環境の整備・推進が早急に求められるところである。また、分煙社会の実現のため、喫煙者が負担するたばこ税の一部を公共喫煙場所の維持・増設、公共施設や飲食店及びホテル・旅館等の喫煙室設置の助成、喫煙マナー向上に関する普及活動など、喫煙者、非喫煙者双方に配慮した取組に有効活用していくことが重要である。

よって、国及び政府におかれては、喫煙する者と受動喫煙を受けたくない者双方の立場を尊重し、共存できる社会の実現と推進を図るため、喫煙者が負担する地方たばこ税の一部を「受動喫煙防止事業」の推進を目的とした分煙環境整備として活用できる全国制度の整備とその実施について、責任を持って取り組むよう強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和２年９月１７日

大分県日出町議会

議長 池 田 淳 子

内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
財 務 大 臣	麻 生 太 郎 殿
総 務 大 臣	高 市 早 苗 殿
厚生労働大臣	加 藤 勝 信 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿